

特定非営利活動法人パーソナルコンピュータ利用技術学会 会費規定

(平成23年11月5日制定)

(平成24年3月24日改定)

(目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人パーソナルコンピュータ利用技術学会（以下、「本学会」という）の定款第7条第2項および第8条の規定に基づき、本学会の入会金および会費に関し必要な事項を定める。

(期間)

第2条 会費は年会費とし、その期間は定款第34条に規定する事業年度とする。

(新入会者の期間)

第3条 前条の規定に関わらず、事業年度の途中で入会したものの期間は、入会の日（以下、「入会日」という）から、入会日の属する事業年度の末日までとする。但し、1～3月中の入会者は、申し出により初年度の期間を翌事業年度とすることができる。この場合、入会日の属する事業年度は会員資格を付与しない。

(入会金)

第4条 定款第8条に規定する入会金の額は同第6条に規定する会員の種類に応じて、一の個人または法人の入会について、以下の表のとおりとする。

会員の種類	入会金の額
正会員	1,000円
賛助会員	10,000円
特殊会員	10,000円
名誉会員	0円

(再入会者の入会金)

第5条 過去に本学会の会員であったものが再び入会を希望する場合は、過去の入会金の支払の有無に関わらず、前条に規定する入会金の支払を要する。

(入会金の支払時期)

第6条 入会金は定款第7条の規定に従い、入会を申し込む時点で支払を要する。

(会費の支払時期)

第7条 会費は、前納を原則とする。

2 新規会員（本学会に初めて入会するもの（第5条の再入会を含む）、以下同じ）は、入会を申し込む際に会費の支払を要する。

3 継続会員（連続した二事業年度に渡って本学会の会員になろうとするもの、以下同じ）は、継続する事業年度（以下、「継続年度」という）の初日（以下、「開始日」という）までに、その継続年度の会費の支払を要する。

4 請求書の発行の有無に関わらず、継続会員に対する会費債権は開始日に発生する。

5 会費は本学会が指定する郵便口座または銀行口座に振り込んで支払うこと。但し、本学会が特に認めた場合は現金での支払いも可とする。

6 振込手数料などの支払に要する費用はすべて会員の負担とする。

7 支払われた会費が第10条に規定する額に満たない場合は、会費は支払われていないものとみなす。この場合は、会員資格は保留とする。支払から二ヶ月を経過してなお不足額の支払が無い場合は、返金手数料として2,000円を差し引いた残額を返金する。なお、返金手数料を差し引いて残額が不足する場合は会費の返金はしない。

8 年度の途中で入会した場合であっても、会費は規定の年額とする。

(正会員の区分)

第8条 正会員は以下の3種類に区分（以下、「正会員区分」という）する。

- (1) 一般
- (2) シルバー
- (3) 学生

(正会員区分の資格)

第9条 それぞれの正会員区分に申し込むための資格は次のとおりとする。

1 一般

何ら制限は設けない。誰でも（他の正会員区分に該当する場合でも）希望者はこの正会員区分を選択できる。法人（団体）の場合は、代表者またはあらかじめ指定された一名（以下、「法人代表者」という）を個人と同等に扱う。

2 シルバー

新規会員は入会時点の年齢が70歳以上の個人であること。継続会員は開始日の年齢が70歳以上の個人であること。年度の途中で70歳になった個人の正会員は、シルバーへの

正会員区分の変更を認める。この場合、当該年度の会費は従前の正会員区分を適用する。シルバーの正会員区分を希望する場合は、生年月日を証明する公的書類を提出する。

3 学生

新規会員は入会時点で学生である個人とする。新規会員は在学証明書を入会申込書に添付して入会を申し込む。継続会員は、開始日から5月31日までの期間に学生であること。継続会員は当該期間中に在学証明書を提出する。当該期間中に在学証明書が未提出の場合は学生とみなさない。開始日における年齢が16歳未満のものは、年齢を証明するものをもって在学証明書に代えることができる。なお、年度の途中で学生でなくなった場合であっても、当該年度の正会員区分は学生とする。学生とは次の各号に掲げるものとする。

(1) 学校教育法第1条に規定する学校の学生、生徒又は児童

(2) 国、地方公共団体又は私立学校法第3条に規定する学校法人、同法第64条第4項の規定により設立された法人若しくはこれらに準ずるものとして所得税法施行令第11条の3第1項で定める者の設置した学校教育法第124条（専修学校）に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校の生徒で同令第11条の3第2項で定める課程を履修するもの

(3) 職業訓練法人の行う職業能力開発促進法第24条第3項に規定する認定職業訓練を受ける者で所得税法施行令第11条の3第2項で定める課程を履修するもの

(会費)

第10条 定款第7条第2項に規定する会費の額は、定款第6条に規定する会員の種類および正会員区分に応じて、以下の表のとおりとする。

会員の種類 正会員区分		年会費
正 会 員	一般	6,000円
	シルバー	4,000円
	学生	2,000円
賛助会員		50,000円
特殊会員		50,000円
名誉会員		0円

(重複した入会)

第11条 会員であるものが重ねて同じ種類の会員に、あるいは、異なる種類の会員として入会すること（同時に入会する場合を含む）を認める。

2 同一の個人（法人代表者を含む）が正会員として重複して入会している場合であ

っても、定款第29条第1項に規定する表決権は一つとする。

(会費の減免)

第12条 経済的理由により会費の支払いが困難な正会員であつて、特に優れた研究・業績・学業であると会長が認める者については、本人の申し出により、常任理事会の決定で会費の減額または免除をすることができる。

2 前項の決定は事業年度ごとに行う。

(学生の特例)

第13条 正会員区分が学生である会員が、継続年度の会費を前年度中に支払う場合は、定款第9条第3項の規定にかかわらず、定款第10条に規定する学生区分に対応する会費の額を適用する。

2 前項の適用を受けた場合の正会員区分は一般とする。但し、定款第9条第3項の規定に従って継続年度の在学証明書の提出があつた場合の正会員区分は学生とする。

附 則 [平成24年3月24日]

1 この規定は、改定の日から施行する。

2 第10条に規定する正会員区分がシルバーおよび学生の会費は、平成24年度の年会費から適用する。平成23年度までの年会費は、それぞれ以下の表のとおりとする。

正会員区分	年会費
シルバー	5,000円
学生	3,000円

3 第13条は、平成24年1月31日から適用する。

以 上